

## 【資料 1】

### 屋久島山岳部利用対策協議会（実務担当者会議）における 新たな入山協力金制度の詳細検討の結果について（案）

#### ○これまでの経緯

平成27年4月24日に開催された平成27年第1回屋久島山岳部利用対策協議会において、屋久島町長から検討依頼があった事項について、屋久島山岳部利用対策協議会実務担当者会議において検討し、その内容を屋久島山岳部利用対策協議会で決定した上で、屋久島町長に報告することとした。

なお、検討内容によって、協議会（実務担当者会議）としての検討結果をとりまとめることができなかった場合は、検討経過を報告することとなった。

#### ＜実務担当者会議の開催実績＞

第1回実務担当者会議（平成27年5月26日（火）14:00～16:30）

第2回実務担当者会議（平成27年6月25日（木）13:30～18:30）

第3回実務担当者会議（平成27年7月29日（水）9:00～12:00）

#### ○検討結果及び経緯について

##### 1 屋久島山岳部保全募金を新たな入山協力金制度に移行することについて

屋久島山岳部保全募金を新たな入山協力金制度に移行することについては、合意が得られた。

##### 2 既存協力金との一元化に向けた調整について

屋久島山岳部保全募金と屋久島山岳部車両運行対策協議会が収納している縄文杉荒川線利用チケット料金との収納の一元化の調整を行うことについては、合意が得られた。

また、屋久島山岳部利用対策協議会と屋久島山岳部車両運行対策協議会との組織の一元化についても合意が得られた。

なお、屋久島山岳部車両運行対策協議会においても一元化に向けた所要の手続きを進めていく予定。

### 3 新たな入山協力金制度の詳細な検討について

#### (1) 具体的な使途（目的）について

屋久島の山岳信仰の対象でもあり、世界自然遺産に登録されている奥岳をはじめ山岳部の環境保全のため、トイレや登山道等の利用施設を維持管理するとともに、新たに、利用者の安心安全な自然体験の提供と普遍的価値を損なわない利用マナーの啓発に取り組むため「~~入山協力金~~」を導入する。

- ① 山岳トイレの維持管理経費
- ② 携帯トイレブースの維持管理経費
- ③ 登山道（トロッコ道も含む）の点検及び軽微な補修費
- ④ 山岳地域の安心安全のための施設の運営やパトロールなどの諸活動に係る経費
- ⑤ 山岳信仰の対象である奥岳の普遍的な価値を損なわないマナーや利用ルールの啓発に係る経費
- ⑥ 入山協力金の会計事務及び事業に係る労務管理を行う事務局の運営に必要な経費
- ⑦ 町道荒川線のマイカー規制等に係る経費
- ⑧ その他山岳部の自然環境を良好に保全する経費

- ・ 新たな入山協力金の具体的な使途と目的との整合を図るために文言を修正。
- ・ 使途に縄文杉荒川線利用チケット料金との収納の一元化に係る経費を追加。
- ・ 収納額に見合った使途の優先順位を検討する必要がある。

#### ■ 実務担当者会議での意見

項目	意見の概要
登山道（トロッコ道も含む）の点検及び軽微な補修費について	・ トロッコはし尿搬出だけではなく、人命救助の時にも使われており、トロッコの役割は大きい。トロッコ道の抜本的な補修（橋梁の架け替え等）については、協力金では賅いきれないが、軽微な維持補修については、協力金の対象としたい。

■実務担当者会議で検討した協力金を充当する使途の優先度（案）〈見直し後〉

（単位：千円）

	事業内容	使途区分 (P2)	予定経費	予定経費の累積
1	人件費		28,433	28,433
	うち 収納・町道荒川線のマイカー規制・事務局に係る分	⑥, ⑦	18,027	
	うち 収納・安全及び環境保全のためのルール啓発に係る分（淀川登山口／終日） ※	④, ⑤, ⑥	4,516	
	うち 収納・安全及び環境保全のためのルール啓発に係る分（白谷雲水峡／早朝） ※	④, ⑤, ⑥	1,936	
	うち 登山バス乗車案内及び安全対策に係る分（荒川登山口／午後） ※	④, ⑥, ⑦	2,519	
	うち 荒川登山口トイレ・バイオトイレの清掃に係る分	①, ⑥	1,435	
2	事前収納取り扱い手数料 (67,000人×1,000円×4%)	⑥, ⑦	2,680	31,113
3	事務局の事務費	⑥, ⑦	8,837	39,950
4	避難小屋トイレのし尿搬出経費（年10,500L）	①	20,000	59,950
5	登山口等のトイレの維持管理費（自然館駐車場・荒川登山口・淀川登山口）	①	1,710	61,660
6	バイオトイレの維持管理費（三代杉）	①	800	62,460
7	携帯トイレブース及びTSSトイレの維持管理費	①, ②	850	63,310
8	登山者の安全確保上で必要な登山道（トロッコ道も含む）の応急的な補修経費 ※	③, ④	5,000	68,310
	合計 (※うち安心安全に係る分)	①～⑦ (④)	68,310 (13,971)	

- ・使途は、協力金の収納額の範囲で、経常的な経費を優先して実施する。
- ・協力金を収納する際に、業務員がマナーガイドの配布や登山の情報提供等を行い、利用者の安心安全の取り組みを行う。

## (2) 金額について

基本額を1,000円～1,500円とし、山中に宿泊を予定している者からは2,000円を求める。また、任意の金額も受け入れる。

- (1) 金額は必要経費から算出するため、屋久島山岳部利用対策協議会で屋久島山岳部車両運行対策協議会との事務調整のうえ、決定することを依頼する。
- (2) 山中に宿泊する利用者は、山岳トイレの利用が多く、収納のコストもかかることから、応分の負担を求める。
- (3) 協力金であることから、基本額と異なる金額も受け入れる。

### ◇金額の妥当性について

利用者負担として求める入山協力金の金額(1人当たり日帰りの場合)について、1,500円又は1,000円のどちらに設定した方がよいか検討した。

1,500円に設定した場合、90%の収納額があれば、使途に掲げる全ての事業を実施できる見込みであるが、おつりも必要であり、バスの代金よりも高くなることから、実際には収納率が上がらないのではないかという意見があった。

1,000円に設定した場合、富士山保全協力金と同じ額で、支払いをしやすいが、90%の収納額でも、使途に掲げる全ての事業を実施できない見込みとなるという意見があった。

また、必要経費の積算根拠についても、新たに実施しようとしている安心安全対策等の経費(約2,000万円)が多いので、経費を抑えるために、既存の業務と調整するなど、実施方法を変更する必要があるのではないかという意見があった。

山中泊の金額については、山中泊の人は山岳部のトイレの利用が多いので、受益者負担という観点から、2,000円に設定すべきであるという意見がある一方で、携帯トイレの利用促進や事務手続きの簡素化等のためにも、当面は日帰りと同一金額とした方がよいのではないかという意見があった。

島外からの観光客が1旅行期間中に山に2回以上登る場合の取扱いについて検討した結果、あくまでも協力金なので、その場合は、1回分だけの協力金を求めた方がよいということとなった。

■ 収納金額毎の収支の比較

区分	目的に掲げる全ての用途の必要経費<支出額>	収納率 100%の場合	
		収納額	支出額との差額
一律 1,000 円	94,670 千円 (68,310 千円)	75,900 千円	▲18,770 千円 (7,590 千円)
一律 1,500 円		113,850 千円	19,180 千円 (45,540 千円)
日帰り 1,000 円 山中泊 2,000 円		80,300 千円	▲14,370 千円 (11,990 千円)
日帰り 1,500 円 山中泊 2,000 円		116,050 千円	21,380 千円 (47,740 千円)

※入山者の想定人数：75,900 人（日帰り：71,500 人，山中泊：4,400 人）

※（ ）書きは見直し後の金額の場合

<参考>

区分	目的に掲げる全ての用途の必要経費<支出額>	収納率 90%の場合		収納率 70%の場合	
		収納額	支出額との差額	収納額	支出額との差額
一律 1,000 円	94,670 千円 (68,310 千円)	68,310 千円	▲26,360 千円 (0 千円)	53,130 千円	▲41,540 千円 (▲15,180 千円)
一律 1,500 円		102,465 千円	7,795 千円 (34,155 千円)	79,695 千円	▲14,975 千円 (11,385 千円)
日帰り 1,000 円 山中泊 2,000 円		72,270 千円	▲22,400 千円 (3,960 千円)	56,210 千円	▲38,460 千円 (▲12,100 千円)
日帰り 1,500 円 山中泊 2,000 円		104,400 千円	9,730 千円 (36,090 千円)	81,200 千円	▲13,470 千円 (12,890 千円)

※入山者の想定人数：75,900 人（日帰り：71,500 人，山中泊：4,400 人）

※（ ）書きは見直し後の金額の場合

■実務担当者会議での意見

区分	意見の概要
金額 1,000 円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1,000 円の方が収納率は上がると思う。</li> <li>・ 支払う立場としては、相場感として、富士山の協力金と同じくらいがよいのではないか。</li> <li>・ 1,000 円であれば、目的に掲げる用途をできなくなる可能性が高い。</li> </ul>
金額 1,500 円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1,500 円であれば、目的に掲げる用途を最低限実施することができるので、この程度の金額は必要ではないか。</li> <li>・ 1,500 円になるとおつりも必要であり、バスの代金よりも高くなり、心理的に払にくい。</li> </ul>
収納率について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 90%の収納率は見直すべき。70%ぐらいにした方がよいのではないか。</li> </ul>
山中泊の金額設定について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山中泊を 2,000 円とした場合、払う方も抵抗がある。また、別途 2,000 円の領収書を作るとか、そのためのシステムを作らないといけない。最初はシンプルに基本額 1,000 円にして、山中泊の方には携帯トイレを持っていくことをお願いすればよいのではないか。</li> <li>・ 山中泊の人はより多くトイレを利用するので、受益者負担として、その分は負担してもらわないと、平等性に欠ける。</li> <li>・ 利用者負担ということであれば、山中泊の人には登山口では 1,000 円をお願いするが、トイレや山小屋の周辺で別途協力金をお願いするような方法もできるのではないか。</li> </ul>
必要額の積算根拠について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協力金の積算根拠に町道荒川線路面補修経費（180 万円）が含まれているが、本来は道路管理者が負担すべきものであるの見直すべきである。</li> <li>・ 今回の新たな用途として、安全対策経費（安全啓発等を行う施設の運営費、安全パトロールの活動経費）が約 2,000 万円計上されているが、既存の業務と調整するなどして、もう少し経費を抑えるべきではないのか。 →この金額で効果が出るかどうか明確には言えない。既存の事業では十分ではないだろうということで、実施したらどうかという想定で積算になっている。集まった金額の中で安全対策の事業をやっていくしかないと考えている。</li> <li>・ 安全啓発については、人を配置することにこだわらず、収納業務員がパンフレットを配布することでもよいのではないか。</li> </ul>

区分	意見の概要
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金額設定に当たっては、目的と用途を優先するのか、支払いがしやすい金額を優先するのかになる。</li> <li>・登山者数が減少してもそれを担保できる金額としたら、2,000円くらいでもよいのではないか。</li> <li>・山に行く人から1,000円しか徴収できないのであれば、山に行かない人からの徴収方法とか、任意の金額を受け入れるなど、不足する部分を補うシステムを議論した方がよいのではないか。</li> <li>・一回設定した金額を下げることは易しいが、十分ではなかったのに、上げるということはほぼ不可能である。</li> <li>・協力金なので、一回の旅行で屋久島のどこの山に登っても一度だけ協力してもらった方がよい。</li> </ul>

### (3) 名称

#### 「屋久島世界自然遺産地域入山協力金」

屋久島の世界自然遺産地域及び当該地域に至る山岳トイレや登山道等の利用施設の維持管理と入域する者の安全安心への取り組みに活用する協力金であることが明確となる名称とする。

#### ◇名称について

名称については、「入山協力金」ではなく、「環境保全協力金」の方がより多くの人から協力を得られやすいのではないかという意見があり、「屋久島世界自然遺産環境保全協力金」又は「世界自然遺産屋久島環境保全協力金」にした方がよいということになった。

また、「山岳部」を入れた方が協力金の支出対象エリアを限定することになり、目的にも合致するのでよいのではないかという意見もあった。

#### ■実務担当者会議での意見

項目	意見の概要
名称について	<ul style="list-style-type: none"><li>・「入山協力金」では、山に登らない人からの協力が得られにくい。「環境保全協力金」とした方がより多くの人から協力をえられやすいのではないか。</li><li>・富士山も五合目から山頂を目指す登山者を対象として利用者負担を求めているが、「富士山保全協力金」という名称になっている。</li><li>・「世界遺産」というネームバリューを重要視すれば、「屋久島世界自然遺産」ではなくて、「世界自然遺産屋久島」という順番にすれば、協力金の対象エリアが世界遺産地域に限定されないのではないか。</li><li>・「屋久島世界自然遺産」だと屋久島の世界自然遺産の協力金というイメージで、「世界自然遺産屋久島」だと世界自然遺産である屋久島の環境保全協力金というイメージである。行政としては、一般的に屋久島を前にもってきているが、今回の名称もそのようにしないといけないということはないのではないか。</li><li>・「地域」や「山岳部」を除いた場合、名称だけを見て、屋久島全体の環境保全に使っていただけると思って協力金に賛同するというような誤解を生じさせる恐れがあるのではないか。</li></ul>



#### (4) 対象者

山岳信仰の対象でもあり、屋久島の世界遺産地域に登録されている奥岳をはじめ山岳部地域に入山しようとする者及びこの制度に賛同する者を対象とする。

- (1) 様々な場所から山岳地域に入山でき、すべての入山者を対象にした収納が現実的に困難であるため、当面は、荒川登山口、淀川登山口及び白谷雲水峡からの入山者を対象とする。
- (2) 山岳部への入山の事実を対象にするだけでなく、この制度に賛同する個人や団体者も対象とする。
- (3) 屋久島町に住所を有する者も対象とする。(ただし、岳参りなどの集落の伝統行事や維持管理等で入山する場合を除く。)
- (4) 年齢を問わず対象とする。(ただし、幼児・児童を除く。)

※ 修学旅行生(中学生以上)についても対象とし、協力を求める。

- (5) 利用者の安心安全な自然体験の提供と普遍的な価値を損なわない利用マナーの啓発に協力する屋久島町エコツーリズム推進協議会の屋久島ガイドは、減免を検討する。

#### ◇対象者について

##### ①岳参りの取扱いについて

岳参りなどの伝統行事は、集落の伝統行事であり、集落に対して協力金を求めることとなることから、対象外とすることとなった。

##### ②修学旅行生の取扱いについて

修学旅行生(中学生以上)に対しては、屋久島山岳部車両運行対策協議会の縄文杉荒川線利用チケットの協力金も協力を求めていることや、環境学習という観点からも協力金を求めるべきという意見があり、対象外とはしないこととなった。

##### ③ガイドの取扱いについて

ガイドについては、山岳部の安全安心という面において、大きな役割を果たしていることや、屋久島町エコツーリズム推進協議会において、ガイドの認定制度についての議論も進んでいることなどから、一定の条件を付けて、対象外としてもいいのではないかという意見もあった。屋久島山岳部車両運行対策協議会がガイドに対して行っている年間パスを参考にして、今後、協力金の減免措置を検討する必要がある。

■実務担当者会議での意見

項目	意見の概要
岳参りの取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岳参りなどは、集落の行事であり、集落に対して協力金を求めることとなるので、対象外としてよいのではないか。</li> </ul>
修学旅行生の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋久島山岳部車両運行対策協議会のバスチケットの協力金についても、修学旅行生から収納しているので、今回も協力を求める必要がある。</li> <li>・屋久島の環境保全はこの入山協力金のシステムで守られているということ意識付けするという考え方もあるのではないか。</li> </ul>
ガイドの取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドについては、山岳部の安全安心で大きな役割を果たしている。また、屋久島町エコツーリズム推進協議会ではガイドの認定制度についての議論も進んでいるので、一定の条件を付けるなどして、対象外としてもよいのではないか。</li> <li>・ガイドには、毎回協力金を求めるのではなく、年間でいくらという決め方もあるのではないか。屋久島山岳部車両運行対策協議会では金額を定めて年間パスのような方法をとっている。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入山者だけではなく、入島者全体（約 28 万人）を対象に協力を求めるシステムであれば、収納率が 8 割でも約 2 億円集まる。</li> </ul>

## (5) 収納方法

- ① 屋久島山岳部保全募金は、入山協力金に移行し、屋久島山岳部車両運行対策協議会で収納している縄文杉荒川線利用チケットとの収納の一元化を行う。
- ② 淀川登山口からの入山は、淀川登山口に業務員を配置して収納する。
- ③ 荒川登山口からの入山は、屋久島山岳部車両運行対策協議会で運営している登山バス~~チケット料金~~に付帯し収納する。
- ④ 白谷雲水峡からの入山は、白谷雲水峡管理棟に業務員を配置して収納する。収納事務の一部は、屋久島レクリエーションの森保護管理協議会に協力を求める。
- ⑤ その他の方法の納入も収納する。

(1) 屋久島山岳部利用対策協議会に対し、屋久島山岳部保全募金を入山協力金に移行することを依頼する。

(2) 入山者の確実な収納と事前収納による現地収納の人件費を削減するため、屋久島山岳部車両運行対策協議会に、縄文杉荒川線利用チケットと入山協力金の収納の一元化を依頼する。

(3) 淀川登山口から入山する者の収納は、淀川登山口に業務員を配置して収納する。なお、収納方法や情報発信等を行う施設のあり方や設置などについては、屋久島山岳部利用対策協議会に検討を依頼する。

(4) 荒川登山口から入山する者の収納は、屋久島山岳部車両運行対策協議会~~にて~~運営している登山バス~~チケット料金~~に付帯し収納することを依頼する。

(5) 白谷雲水峡から入山する者の収納は、屋久島レクリエーションの森保護管理協議会の協力を得て収納する。(白谷雲水峡の開園時間帯に、奥岳に入山しようとする者に入山協力金の収納を依頼する。) なお、屋久島レクリエーションの森保護管理協議会で収納している森林~~環境~~整備推進協力金は、自然休養林の入林者を対象としていることから、奥岳への入山を対象にしている入山協力金との一元化は行わない。

(6) その他の納入方法として、協力金箱への納入、屋久島町への振り込みのほか郵便振替が考えられる。

#### ◇現地での収納（業務員を配置した収納）について

現地での収納を行う期間は、徴収コストをできるだけ抑制するために、毎年3月1日から11月30日のマイカー規制期間中（275日間）とする。

#### ＜現地収納場所（当日収納の場合）＞

##### ①荒川登山口からの入山者

- ・縄文杉シャトルバスの利用者については、屋久杉自然館前で業務員が登山の情報提供等を行うとともに、バスチケットに付帯した協力金を収納する。なお、業務員の人数、時間帯、業務内容等については、屋久島山岳部車両運行対策協議会との調整を行いながら、効率的な方法を検討する必要がある。
- ・縄文杉シャトルバスの利用者以外の貸切バス、タクシーの利用者については、荒川三叉路のゲートで業務員が協力金を収納する。なお、業務員の人数、時間帯、業務内容等については、屋久島山岳部車両運行対策協議会との調整を行いながら、効率的な方法を検討する必要がある。

##### ②白谷雲水峡からの入山者

- ・白谷雲水峡の開園前は、屋久島レクリエーションの森保護管理協議会の管理棟を借りて、業務員が登山の情報提供等を行うとともに、協力金を収納する。なお、業務員の人数、時間帯、業務内容等については、効率的な方法を検討する必要がある。
- ・白谷雲水峡の開園時間帯は、屋久島レクリエーションの森保護管理協議会の協力を得て、奥岳に入山しようとしている登山者を対象として、協力金を収納する。

##### ③淀川登山口からの入山者

- ・淀川登山口入口において業務員が登山の情報提供等を行うとともに、協力金を収納する。なお、業務員の人数、時間帯、業務内容等については、効率的な方法を検討する必要がある。
- ※ 淀川登山口入口には、現在のところ、休憩・情報発信等を行う施設がないことから、環境省において、登山者の安全性を確保するとともに、現地収納を円滑に行うための施設の整備（土地利用も含む）について、検討を行うこととなった。

#### ◇現地での収納以外の収納方法について

現地で業務員を配置した収納以外の収納は、年間を通じて行う。

現地収納事務の負担を軽減するために、里地（観光協会の案内所、宿泊施設、レ

ンタカー会社等)において、事前に協力金チケットを販売するようなシステムを検討する必要がある。(例えば、屋久島山岳部車両運行対策協議会の縄文杉荒川線利用チケットの委託販売方法や自動券売機の導入等)

また、島外から事前に納入する場合として、インターネットを活用した屋久島町への振り込みのほか郵便振替等の手法も検討する必要がある。(例えば、郵便振替払込用紙付き協力金チラシの作成等)

さらに、里地及び島外で事前に協力金を納入した登山者に対しては、登山口等で業務員から再度、協力金の納入を求められないように、納入したことが分かるような領収証又はそれに代わる付加価値のついた記念品(プリペイドカードやパスポート、缶バッジ等)を発行するシステムも検討する必要がある。(例えば、記念品を提示すれば、協力店での割引等の特典があるなど)

なお、業務員を配置していない時(マイカー規制期間外及び深夜等の時間)にも協力金を納入できるように、登山口には協力金箱を設置する方向で検討する必要がある。(協力金箱はできるだけ大きく目立つようなものにする必要があるとの意見あり。)

#### ■実務担当者会議での意見

項目	意見の概要
現地での収納について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・淀川登山口については、業務員を配置しなくても、郵便ポストみたいな大きな募金箱を置けば、人件費を差し引いた金額よりもお金は集まると思う。</li> <li>・収納コストがかかったとしても、実際に避難小屋のトイレを利用している淀川登山口から入山するお客さんにしっかりお金を負担していただく、仕組みを作った方が、理解が得られる。</li> </ul>
業務員を配置しない収納について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬場にも屋久島に観光客を呼ぼうとしているので、3月～11月以外の時期にも、業務員を配置しなくてもよいが、登山口に募金箱を置くなり、協力金だけのチケットを販売するなどのシステムは必要。</li> <li>・協力金のチケットの販売をお願いする場合は、きちんと委託契約をしておかないと、現金の回収が非常に難しくなる。</li> <li>・里地で協力金を支払う仕組みを作れば、協力金を払ったと分かるものを準備する必要がある。</li> <li>・富士山では、記念に領収証や缶バッジみたいなものを渡している。</li> <li>・記念品となるプリペイドカードやパスポートみたいな付加価値をつけたものが必要である。</li> <li>・プリペイドカード方式にした場合、カードにGPS機能を付加したり、Wi-Fi設備の整備を行えば所在地を追跡ができ遭難対策にもなる。</li> </ul>

## (6) その他

- ① 入山協力金を収納する根拠として屋久島町条例を制定する。
- ② 導入時期は平成 28 年度とする。
- ③ 公平でより効率的に事業を実施するため、入山協力金の収納体制、今後のトイレなどの利用施設の維持管理のあり方等の検討は、屋久島山岳部利用対策協議会に依頼する。
- ④ 安心安全のための施設のあり方や活動内容の検討は、屋久島山岳部利用対策協議会に依頼する。
- ⑤ 入島税の将来的な導入を視野に入れた研究を引き続き行う。

- (1) 入山協力金を収納する根拠として、屋久島町条例を定める。
- (2) 入山協力金の導入は平成 28 年度とする。平成 27 年度は未決定部分の協議と制度の周知を行う。
- (3) 入山協力金の会計事務、事業に係る労務管理等の詳細方法、必要な施設の整備の検討を屋久島山岳部利用対策協議会に依頼する。
- (4) 人肩によるし尿の運搬やトロッコに依存したトイレの維持管理は、費用面や作業内容からも負担が大きいことから、将来の維持管理の検討を屋久島山岳部利用対策協議会に依頼する。
- (5) 入山協力金の効果等を検証し、入島税の将来的な導入を視野に入れた研究を引き続き行う。

### ◇収納体制及び事務局体制について

収納体制及び事務局体制（案）については、別添資料 2 のとおりであるが、引き続き、屋久島山岳部車両運行対策協議会と調整を行う必要がある。

### ◇導入時期について

平成 28 年度からの導入ということで、年度当初（平成 28 年 4 月）からの導入であれば、登山シーズン（3 月～11 月）途中での変更となり、混乱を招く恐れがあり、平成 29 年 1 月又は 3 月の導入でもよいのではないかとの意見があった。

### ◇今後のトイレなどの利用施設の維持管理のあり方等について

山岳部トイレなどの利用施設の維持管理については、引き続き、それぞれの設置者（管理者）において、維持管理を行うとともに、入山協力金を活用して、これまで以上に利用者の利便性を高めるような維持管理に努める。

また、人肩によるし尿の運搬やトロッコに依存したトイレの維持管理の見直しなど、山岳部全体におけるトイレなどの利用施設の維持管理のあり方については、引き続き、山岳部利用対策協議会等で検討を行う必要がある。

#### ◇山岳部の安心安全のために必要な施設のあり方や活動内容の検討について

今回新たに協力金の事業として行う山岳部の安心安全のために行うパトロールなどの諸活動については、収受した協力金の範囲内で効率的な事業執行を図る必要がある。また、ガイドへの協力要請や関係機関による既存の事業との調整も必要であるので、引き続き、山岳部利用対策協議会等で検討を行う。

山岳部の安心安全のために必要な施設のあり方についても、どのような整備が望ましいのか、引き続き、山岳部利用対策協議会等で検討を行う必要がある。

#### ◇周知方法について

- ・旅行会社や修学旅行の学校に対しての周知
  - ・島内の宿泊施設、交通機関、観光施設等の関係者への周知
  - ・新聞、雑誌等のマスメディアを活用した周知
  - ・ポスター、チラシ等による周知
  - ・県、町、観光協会等のHPによる周知
  - ・マナーガイド、マナービデオ等の改訂
  - ・登山口等にある看板、募金箱等の改訂 など
- ※ 周知に当たっては、周知期間の確保が必要（最低でも半年間程度）
- ※ 外国人向けの対応（多言語での案内）についても検討が必要

#### ■実務担当者会議での意見

項目	意見の概要
導入時期について	<ul style="list-style-type: none"><li>・縄文杉登山のマイカー規制は毎年3月から始まっており、平成28年4月1日からの導入であると、混乱を招くのではないかと。</li><li>・観光シーズン自体が3月から11月までであり、そのシーズン途中にうまく制度を切り替えることができるのか。</li><li>・平成28年度からの導入であれば、平成29年1月又は3月の導入でもよいのではないかと。</li></ul>

施設の維持管理について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力金中心の維持管理ではなく、安定した維持管理のために、それぞれの管理者が維持管理費を確保する必要がある。</li> </ul>
項目	意見の概要
<p>安心安全のために必要な施設のあり方や活動内容について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心安全のためのパトロールだったり、マナー啓発や安全啓発をこれまで十分にやることができていないので、山岳部の中に常時人を配置して実施するというを新しい使途の目標としている。</li> <li>・小杉谷で登山情報、安全啓発、救急活動の支援、携帯トイレの携行呼びかけを行うとしたら、何か施設を作る必要がある。</li> <li>・小杉谷の施設については、小杉谷の復元までを含めて、屋久島の歴史を感じる記念館みたいなものを作るというのを、林野庁にお願いしたらどうか。</li> <li>・安全対策については、最初のうちは山岳部の無線基地を整備するなど、最低限可能なものをすれば、登山客にもアピールできるのではないか。</li> </ul>